

2026年度 関西学院大学 研究不正防止計画

I 公的研究費不正防止計画

2025年度 公的研究費不正防止計画	2025年度 履行状況	2026年度 公的研究費不正防止計画
1 【継続】 ■ 公的研究費をもつ研究者および管理する職員から「誓約書」を提出させる。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)	【実施】 ■ 公的研究費をもつ研究者および管理する職員全員から誓約書が提出された。	【継続】 ■ 公的研究費をもつ研究者および管理する職員から「誓約書」を提出させる。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)
2 【継続】 ■ 定期的にコンプライアンス教育を実施する。 また、四半期に1度程度、啓発活動を実施する。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)	【実施】 ■ 複数のe-learningや公正研究推進協会の講師派遣等、コンプライアンス教育教材や研修を学内に周知し、コンプライアンス教育を実施した。全学部・研究科等のコンプライアンス推進責任者から、コンプライアンス教育を実施した旨の報告書が提出された。また、啓発活動として、Newsletterを作成し、4月・7月・10月・1月に各会議体や学内の情報ポータルサイトを通して、周知した。	【継続】 ■ 定期的にコンプライアンス教育を実施する。 また、四半期に1度程度、啓発活動を実施する。 (公的研究費ガイドライン第2節:関係者の意識向上 関連事項)
3 【継続】 ■ 機構HPに2025年度不正防止計画を掲載する。 (公的研究費のガイドライン第3節:不正防止計画の実施 関連事項)	【実施】 ■ 機構HPに2025年度不正防止計画を掲載した。	【継続】 ■ 機構HPに2026年度不正防止計画を掲載する。 (公的研究費のガイドライン第3節:不正防止計画の実施 関連事項)
4 【新規】 ■ 2024年度の科研費(直接経費)における取引状況を分析し、取引金額の多い業者(物品購入に係る請求払い金額)及び発注件数の多い業者(物品購入に係る請求払いの件数)から対象業者を複数抽出して、誓約書の提出を依頼し回収する。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動(発注について) 関連事項)	【実施】 ■ 2024年度の科研費(直接経費)における取引状況を分析し、取引金額の多い業者(物品購入に係る請求払い金額のうち59%を占める)及び発注件数の多い業者(物品購入に係る請求払いの件数のうち70%を占める)を抽出して、誓約書の提出を依頼しすべて回収した。今後も3年に1回程度実施する。	
5 【継続】 ■ 非常勤雇用者の一部を学院雇用に切り替えることの実現に向けて検討する。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動(非常勤雇用者の雇用管理について) 関連事項)	【一部実施】 ■ 研究者が雇用する出勤簿管理が必要な従事者(学内を従事場所としてアルバイトに従事しており、かつ「労働条件確認書」を取りかかっている者)について、人事システム(雇用契約書作成等)のリプレース時期(2026年度後半)に合わせて、学院雇用とする方向で人事課・労務課と調整を進めた。	【継続】 ■ 非常勤雇用者の一部を学院雇用に切り替えることの実現に向けて検討する。 (公的研究費のガイドライン第4節:研究費の適正な運営・管理活動(非常勤雇用者の雇用管理について) 関連事項)
7 【継続】 ■ 内部監査課による公的研究費の内部監査(リスクアプローチ監査を含む)を実施する。監査結果については、監事に情報共有のうえ、不正防止計画や啓発活動に反映させる。 (公的研究費のガイドライン第6節:モニタリングの在り方 関連事項)	【実施】 ■ 内部監査課による公的研究費の内部監査(リスクアプローチ監査を含む)を実施した。また監査結果については、監事に情報共有のうえ、不正防止計画や啓発活動に反映させた。	【継続】 ■ 内部監査課による公的研究費の内部監査(リスクアプローチ監査を含む)を実施する。監査結果については、監事に情報共有のうえ、不正防止計画や啓発活動に反映させる。 (公的研究費のガイドライン第6節:モニタリングの在り方 関連事項)
6	【実施】 ■ 情報化推進機構、人事部、経理部、財務部とともに、旅費システムの導入について、システムベンダーから情報収集等も行い、検討を進めてきたが、現在の大学全体の旅費規程の中での導入は困難であるため、人事部、経理部において、まずは旅費規程の改正を進めることを優先し、旅費規程改正後に、改めてシステム導入について検討することとなった。	

II 学内研究費不正防止計画

2025年度 研究費不正防止計画	2025年度 履行状況	2026年度 研究費不正防止計画
1 【継続】 ■ 監査結果について、次年度の個人研究費マニュアルに反映させる。	【実施】 ■ 監査結果をもとに現状のマニュアルの記載を変更するもの、しないものにと整理の上、検討を行い、2026年度のマニュアルに変更点を反映した。他部課と調整の必要なものについては継続検討を行っている。	【継続】 ■ 監査結果について、次年度の個人研究費マニュアルに反映させる。
2 【継続】 ■ 研究費経理業務の委託先の担当者に対して、研究費執行管理研修会を開催する。	【実施】 ■ 研究費経理業務の委託先の担当者に対して、昨年度からの変更点を中心に研究費執行管理研修会を2025年4月24日に開催した。	【継続】 ■ 研究費経理業務の委託先の担当者に対して、研究費執行管理研修会を開催する。

III 研究活動不正防止計画

2025年度 研究活動不正防止計画	2025年度 履行状況	2026年度 研究活動不正防止計画
1 【継続】 ■ 引き続き大学院生の研究倫理教育について、公正研究推進協会提供のeAPRINや科学技術振興機構の研修動画の活用を推奨する。 (研究活動ガイドライン第2節1:研究倫理教育)	【一部実施】 ■ 大学院生の研究倫理教育として公正研究推進協会提供のeAPRINの活用を推奨し、6研究科で実施した。	【継続】 ■ 引き続き大学院生の研究倫理教育について、公正研究推進協会提供のeAPRINや科学技術振興機構の研修動画の活用を推奨する。 (研究活動ガイドライン第2節1:研究倫理教育)
2 【継続】 ■ 研究データポリシーの実効性を高めるために、データプラットフォームの整備を進める。 (研究活動ガイドライン第2節1:不正行為を抑制する環境整備 関連事項)	【実施】 ■ 「研究データ等の保存・開示に関する内規」における研究データの保存期間に適合した「研究共有」という種別のBoxの提供を2025年9月に開始した。また2026年3月には、データプラットフォームとして、学認RDMを導入し、「研究共有」Boxを拡張ストレージとして使用できるようにした。	【継続】 ■ 研究データポリシーの実効性を高めるために、データプラットフォームの整備(主にリポジトリとの連携)を進める。 (研究活動ガイドライン第2節1:不正行為を抑制する環境整備 関連事項)
3 【継続】 ■ 研究における論文オリジナリティチェックツール「turnitin」について、学内で発行されている各紀要の提出の際の提出要件に推奨することや大学院生への活用方法の検討など学内でのさらなる活用を図る。	【一部実施】 ■ 学内で発行されている研究所紀要で提出後に「turnitin」を使用しチェックする等、活用を図った。また、学内研究助成制度の一部においても要件に設けており、引き続きの推進を行っている。	【継続】 ■ 研究における論文オリジナリティチェックツール「turnitin」について、学内で発行されている各紀要の提出の際の提出要件に推奨することや大学院生への活用方法の検討など学内でのさらなる活用を図る。